行田エコタウンを推進するための各種補助金を支給します

次の各補助金は、いずれも予算の範囲内での補助となりますので、予算額や補助予定数に達した場合は受付期間中 でも終了します。なお、補助金申請状況は市ホームページで公開(週1回程度更新)します。

住宅用太陽光発電システム設 置補助金を交付します

▶対象

- 白らが居住する市内の住宅に電力 を供給する目的で、1キロワット 以上の発電システムを設置する方
- 市税の滞納がない方
- 建築基準法、都市計画法などの違 反がない方
- 行田市住宅改修資金補助金の交付 を受けていない方
- 市内業者との請負により設置する
- ▶補助金額 1件につき8万円
- ▶補助予定数 15件(先着順)

住宅用高効率給湯器設置補助 金を交付します

▶対象

- 自らが居住する市内の住宅に、未使 用の補助対象給湯器を設置する方
- 市税の滞納がない方
- 建築基準法、都市計画法などの違 反がない方
- 行田市住宅改修資金補助金の交付 を受けていない方
- ▶補助対象給湯器および金額

【ガスエンジン給湯機(エコウィル)】 1台につき2万円

【燃料電池コージェネレーションシステ ム(エネファーム)】1台につき5万円

▶予算額 150万円(先着順)。

住宅用蓄電池設置補助金を交 付します

▶対象

- 白らが居住する市内の住宅に、未 使用の蓄電池を設置する方
- 市税の滞納がない方
- 建築基準法、都市計画法などの違 反がない方
- ▶補助金額 1件につき5万円
- ▶補助予定数 20件(先着順)



蓄電池

- ▶注 意 すでに設置および工事に着工している場合は補助の対象となりません。必ず着工前に申請をしてください。
- ▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月1日月~ 2020年2月10日(月)に直接同課へ提出してください。
- ▶問い合わせ 同課環境政策担当☎556—9530

各 種 相 談 (4月15日~5月14日)

相 談	場所	期	В	時	間	問い合わせ
: 1: (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	産業文化会館	4月23日(火)	※予約はその月の1日 から(土・口閉口・力	午前9時20分~正午		
法律(予約制) 2階会議室		から(土・日曜日、祝5月9日休) 日の場合は翌日)		午後1時40分~4時20分		地域づくり支援課 (内線 252)
行政機関に対する 意見・要望	産業文化会館 2階会議室	4月15日例		午後1時30分~3時30分		
消費生活 多重債務	市役所	毎週月~金曜日(祝日を除く)		午前9時30分~午後3時30分		消費生活センター (内線 495)
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	5月8日似※予約制		午後1時~5時 (受け付けは午後4時まで)		埼玉県行政書士会埼北 支部☎554—2702
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相 談も受け付けます。		午後1時〜4년 (電話相談は午行	-	VIVAぎょうだ ☎556—9301
内職	市役所	毎週月~金曜日(祝日を除く)		午前9時~午	後5時	商工観光課(内線383)
人権	きっずプラザあおい	5月8日(水)		午後1時30分~3時30分		人権推進課 (内線 221)
税務(予約制)	関東信越税理 士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分~午後3時30分		毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前 午後1時~4時		関東信越税理士会 行田支部 ☎554—1411
夜間の納税相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)		午後5時15分	分~7時	収納課 (内線 236・237)
水道料金の 夜間納付	水道庁舎 (前谷)	4月23日(火、5月14日(火)		午後5時15分	}~7時	水道課 ☎553—0131

合併処理浄化槽設置補助金を交付します

市では、河川の水質向上のため、し尿の他に台所や洗濯、風呂などの生活雑排水を合わせて処理する合併処 理浄化槽への転換設置者に補助金を交付しています。補助金を希望する方は、内容を確認の上、手続きをして ください。なお、浄化槽処理区域は市ホームページに掲載していますので、必ずご確認ください。

▶手続きおよびスケジュール

実施時期	手続き		
4月1日~26日	事前申込書提出		
5月上旬頃	公開抽選会および抽選結果通知(予算額を超える事前申し込みがあった場合に実施)		
5月中旬頃~	浄化槽設置届、補助金交付申請書提出		
6月上旬頃~	補助金交付決定通知(交付決定後に、設置工事に着手すること)		

※環境課で配布している各種様式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、直接同課へ提 出してください。

▶対象

- 単独浄化槽またはくみ取り便槽から転換して、環境配慮型の合併処理浄化槽を設置する方
- 行田市生活排水処理基本計画における浄化槽処理区域で、主に住居を目的とした住宅(居住部分の床面積 が全体の床面積の2分の1以上)にお住まいの方
- 住宅を借りている場合、賃貸人から合併処理浄化槽の転換設置の承諾を得ている方
- 市税の滞納がない方

▶補助金額(設置費、処分費、配管費の合計額が補助金額)

区	分	交付金額	交付金額 (※市内事業者施工)	
	5 人 槽	352,000円	372,000円	
設置費	7 人 槽	434,000円	454,000円	
	1 0 人 槽	568,000円	588,000円	
如分費	単独浄化槽	90,000円		
<u></u> 处刀复	くみ取り便槽	60,000円		
和答弗	単独浄化槽	100,000円		
配管費	くみ取り便槽	50,000円		

※浄化槽設備士が所属する設置工事業者が市内業者の場 合、設置費に20.000円の上乗せ補助を行います。

▶その他

- 環境配慮型の合併処理浄化槽を設置するこ とが補助の条件です。
- 新築などの建築確認申請を伴う場合は、補 助の対象になりません。
- 補助金の交付決定前に着工された場合、補 助の対象になりません。
- 原則として、既存の単独浄化槽またはくみ取 り便槽を撤去し、適正に処分してください。
- 予算の範囲内での補助になりますので、年 度途中で終了する場合があります。
- 保守点検や清掃の他に浄化槽法に定める法 定検査(7条・11条)を必ず受けてください。

▶申し込み・問い合わせ 環境課環境政策担当 **☎**556—9530

*問い合わせ 環境課環境業務担当

さしあげます

▷オイルヒーター ▷和きりだんす ▷全自動洗濯機 ▷ベビーバス

ゆずってください

▷折りたたみ式自転車 ▷ベビーカー ▷芝刈り機 ▷ 大人用自転車 ▷ブルーレイレコーダー ▷掃除機 ▷ 扇風機 ▷ベビーチェア

同は3カ月です。 います。この制度はいます。

・測定箇所 行田消防署本署地内 ・測定高 1メートル 3月17日(日) 午前9時 0.08マイクロシーベルト(晴れ) 午後3時 0.08マイクロシーベルト(晴れ)